

# 義務教育の段階における普通教育に相当する 教育の機会の確保等に関する法律施行後の取組

平成30年12月17日

不登校に関する調査研究協力者会議・フリースクール等に関する検討会議  
合同会議資料



文部科学省

# 目次

## 1.【法施行後の主な取組】

- ①義務教育費国庫負担法の一部改正……………P.2
- ②学習指導要領の改訂について……………P.3
- ③平成30年度「学校以外の場における教育機会の確保等に関する調査調究」……………P.6
- ④特例校の設置促進について……………P.8
- ⑤平成31年度概算要求について……………P.10

## 2.【参考資料】

- 1. 平成29年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」  
結果について……………P.12
- 2. 不登校児童生徒を支援する施策等について……………P.19

# 法施行後の主な取組

H28.12 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」成立

H29.3 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」策定

H29.3 ①【義務教育費国庫負担法の一部改正】 ⇒ 2ページ参照  
都道府県が設置する特例校に要する経費を国庫負担の対象に追加

②【学習指導要領の改訂】 ⇒ 3ページ参照  
小学校及び中学校学習指導要領の総則に、不登校児童生徒への配慮について明記

H29.10 ③【TVアニメ『3月のライオン』とのコラボレーションについて】  
フリースクール・不登校に関する施策の周知を目的として、TVアニメ「3月のライオン」とコラボレーション

H29～ ④【「学校以外の場における教育機会の確保等に関する調査研究」】 ⇒ 6ページ参照  
フリースクール等と教育委員会・学校との連携、フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒への経済的支援等不登校児童生徒への教育機会の確保に関する調査研究を実施（平成29・30年度）

H29～ ⑤【「不登校特例校担当者連絡協議会」の開催】  
H29年に文部科学省として初めての連絡協議会を開催し、H30年も引き続き開催  
各校の特色ある取組や今後の課題に向けた意見交換を実施

H30.9 ⑥【平成31年度概算要求】 ⇒ 11ページ参照  
平成31年度概算要求において、不登校児童生徒への教育機会の確保に関する調査研究や教育相談体制の充実のために必要な予算を要求

不登校の児童生徒の支援等拡大のための取組を引き続き推進

# 義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第5号）の概要

## 趣 旨

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るため、次の措置を講ずる。

- ・ 基礎定数化に伴う教職員定数の標準の改正
- ・ 事務職員の職務内容の改正及び「共同学校事務室」の規定の整備
- ・ 学校運営協議会の役割の見直し、「地域学校協働活動」の実施体制の整備 等

この改正により、学校の指導・運営体制を充実し、地域との連携・協働を含めた 学校運営の改善を図ることにより、複雑化・困難化する諸課題に対応する学校の機能強化を一体的に推進

## 概 要

### 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正

- ・ 障害に応じた特別の指導（通級による指導）のための基礎定数の新設 (児童生徒13人に1人)
- ・ 日本語能力に課題のある児童生徒への指導のための基礎定数の新設 (児童生徒18人に1人)
- ・ 初任者研修のための基礎定数の新設（初任者6人に1人）
- ・ 少人数指導等の推進のための基礎定数の新設（学校の児童生徒数に応じて算定）
- ・ 教職員定数の加配事由に「共同学校事務室」を明示

### 義務教育費国庫負担法の一部改正

都道府県が設置する義務教育諸学校のうち、①不登校児童生徒を対象とするもの、②夜間その他特別な時間に授業を行うものの教職員給与に要する経費を国庫負担の対象に追加

### 学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、社会教育法等の一部改正

- ・ 学校の事務職員が主体的に校務運営に参画するよう職務規定の見直し等 (学校教育法等の一部改正)
- ・ 学校事務を共同して処理する「共同学校事務室」の設置について制度化 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)
- ・ 教育委員会に対する学校運営協議会の設置の努力義務化、学校運営への支援について協議事項に位置付け、委員に「地域学校協働活動推進員」を加えるなどの規定の見直し (地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)
- ・ 「地域学校協働活動」に関する連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する規定の整備 (社会教育法の一部改正)

学校の指導・運営体制の充実

学校の運営の改善

## 施行 期 日

平成29年4月1日

# 学習指導要領の改訂について（不登校記載部分）

平成29年3月31日に小学校及び中学校の学習指導要領が改訂され、初めて、不登校児童生徒への配慮について（「不登校児童（生徒）への配慮」）記載がなされた。

## 小学校学習指導要領（平成29年3月31日公示）抜粋

### 第1章 総則

#### 第4 児童の発達の支援

##### 2 特別な配慮を必要とする児童への指導

##### (3) 不登校児童への配慮

ア 不登校児童については、保護者や関係機関と連携を図り、心理や福祉の専門家の助言又は援助を得ながら、社会的自立を目指す観点から、個々の児童の実態に応じた情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

イ 相当の期間小学校を欠席し引き続き欠席すると認められる児童を対象として、文部科学大臣が認める特別の教育課程を編成する場合には、児童の実態に配慮した教育課程を編成するとともに、個別学習やグループ別学習など指導方法や指導体制の工夫改善に努めるものとする

※中学校学習指導要領にも「不登校生徒への配慮」として同様の内容の記載がなされている。

# 学習指導要領の改訂について（不登校記載部分）

## 小学校学習指導要領解説（平成29年6月）抜粋

### 第4節 児童の発達の支援 2 特別な配慮を必要とする児童への指導 (略)

不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童にも起こり得ることとして捉える必要がある。また、不登校とは、多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっているということであり、その行為を「問題行動」と判断してはならない。加えて、不登校児童が悪いという根強い偏見を払拭し、学校・家庭・社会が不登校児童に寄り添い共感的理解と受容の姿勢をもつことが、児童の自己肯定感を高めるためにも重要である。

また、不登校児童については、個々の状況に応じた必要な支援を行うことが必要であり、登校という結果のみを目標にするのではなく、児童や保護者の意思を十分に尊重しつつ、児童が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある。

不登校児童への支援の際は、不登校のきっかけや継続理由、学校以外の場において行っている学習活動の状況等について、家庭訪問も含めた継続的な把握が必要である。

さらに、不登校児童の状況によっては休養が必要な場合があることも留意しつつ、学校以外の多様で適切な学習活動の重要性も踏まえ、個々の状況に応じた学習活動等が行われるよう支援することが必要である。あわせて、不登校児童の保護者に対し、不登校児童への支援を行う機関や保護者の会などに関する情報提供及び指導要録上の出席扱いや通学定期乗車券の取扱等を周知することも重要である。

加えて、家庭で多くの時間を過ごしている不登校児童に対しては、その状況を見極め、当該児童及び保護者との信頼関係を構築しつつ、必要な情報提供や助言、ICT等を通じた支援、家庭等への訪問による支援を行うことが重要である。

さらに、不登校児童が自らの意思で登校した場合は、温かい雰囲気迎え入れられるよう配慮するとともに、保健室、相談室や学校図書館等も活用しつつ、安心して学校生活を送ることができるような支援を行うことが重要である。

こうした支援を行うためには、学級担任のみならず教育相談担当教師など他の教師がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフ等と連携・分担し学校全体で行うことが必要である。加えて、必要に応じ、福祉、医療及び民間の団体等の関係機関や関係者間と情報共有を行うほか、学校間の引継ぎを行うなどして継続した組織的・計画的な支援を行うことが重要である。その際、学校は、当該児童や保護者と話し合うなどして「児童理解・教育支援シート」等を作成することが望ましい。

※中学校学習指導要領解説にも同様の内容の記載がなされている。



## 【背景】

- 不登校児童生徒数は高止まり傾向(平成27年度の小・中学校における不登校児童生徒数:約12万6千人)
- 平成28年12月7日、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、同法第7条を踏まえ、平成29年3月、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」を策定  
→不登校児童生徒への多様で適切な教育機会の確保が重要

## 【概要】

1. 教育委員会・学校を中心に、関係者間の連携の下、不登校児童生徒の学校外での様々な学習をきめ細かに支援する体制の整備に向けた実践研究
2. 不登校児童生徒を受け入れている民間団体の自主的な取組を促進するための仕組み等に関する調査研究

## 1. 教育支援センター・民間団体における支援体制の整備に向けた実践研究(21→22自治体)

- ①訪問型支援やICT等を活用した支援のための支援員等の配置
- ②ICT機材の整備
- ③教育支援センター等の施設の設置に向けたコーディネーターの配置
- ④不登校児童生徒支援協議会の設置及び不登校児童生徒への「支援プラン」の作成・活用
- ⑤民間団体との連携による支援の実施  
(保護者学習会、民間団体に通う子供に対する訪問型支援等の実施等)
- ⑥民間団体との連携による施設の設置に向けたコーディネーターの配置
- ⑦学習活動への経済的支援



3か年の  
調査研究成果を行政  
事業レビュー等により  
分析・検証・普及

不登校児童生徒へのきめ細かな  
支援体制の整備等の推進

事業終了後は、地方自治体において展開

## 2. 民間団体の自主的な取組の促進に関する調査研究(2→2自治体)

平成29年度に実施した調査研究の成果等を踏まえ、

- ①民間団体の相互評価の実施
- ②中間支援組織の設置・充実



# 平成30年度 学校以外の場における教育機会の確保等に関する調査研究

## 事業概要

教育委員会・学校を中心に、関係者間の連携の下、不登校児童生徒の学校以外の場における教育機会の確保等を支援する体制の整備に向けた実践研究及び不登校児童生徒を受け入れている民間団体の自主的な取組を支援するための仕組み等に関する調査研究を実施。

## 委託先一覧

【委託先】計21自治体（■は30年度新規）

区分	委託団体	再委託団体	民間団体等と連携	教育支援センター設置促進			経済的支援
				教育支援センター設置促進	教育支援センター機能拡充	ICT機器リース	
1	群馬県				○		
2	埼玉県	久喜市	○	○	○		
3	千葉県	いすみ市		○	○		
		館山市		○			
		浦安市		○			
		白井市			○		
4	富山県				○		
5	静岡県				○		
6	京都府	南丹市		○			
		大山崎町		○			
		向日市			○		
		長岡京市			○		
		宇治市			○		
		城陽市			○		
		木津川市			○		
舞鶴市	○		○				
7	大阪府				○		
8	兵庫県				○		
9	岡山県	津山市			○		
		玉野市			○		
10	福岡県	福岡県立大学	○		○		
		春日市			○		
		朝倉市			○		
		大野城市			○		
		嘉麻市			○		

区分	委託団体	再委託団体	民間団体等と連携	教育支援センター設置促進			経済的支援
				教育支援センター設置促進	教育支援センター機能拡充	ICT機器リース	
11	熊本県	阿蘇郡西原村	○	○	○	○	
		上益城郡山郡町		○	○	○	
12	大分県		○		○	○	
13	京都市	フリースクールほっとハウス			○		
		安養寺フリースクール			○		
		フリースクールわく星学校			○		
14	神戸市				○		
15	立川市		○		○		
16	狛江市		○		○		
17	武雄市	学映システム			○		
18	東京学芸大学※						
19	和歌山県	岩出市			○	○	
		上富田町			○	○	
20	益田市	クラスジャパン教育機構	○		○		
21	土佐町	NPO法人SOMA	○		○		

※不登校児童生徒を受け入れている民間団体の自主的な取組の促進に関する調査研究



# スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実

－平成30年度予算額－

## スクールカウンセラー等活用事業

平成30年度予算額 4,569百万円  
(平成29年度予算額4,559百万円)補助率:1/3

スクールカウンセラー:児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者(臨床心理士等)

学校教育法施行規則 第65条の2

スクールカウンセラーは、小学校における児童の心理に関する支援に従事する。

[目標]平成31年度までに、スクールカウンセラーを全公立小中学校

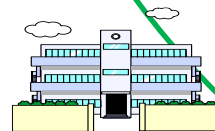
(27,500校)に配置 (ニッポン一億総活躍プラン)  
(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

平成30年度:26,700校

- ①公立小学校に対する配置 16,700校(16,000校)
- ②全公立中学校に対する配置 10,000校(10,000校)

※支援が必要な学校に弾力的に派遣できるよう、地域の実情に応じ、教育委員会配置方式も推進。

<学校・教職員(養護教諭等)>



連絡協議会の開催等を通じた質向上の取組

## スクールソーシャルワーカー活用事業

平成30年度予算額 1,484百万円  
(平成29年度予算額1,258百万円)補助率:1/3

スクールソーシャルワーカー:福祉に関して専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者(社会福祉士、精神保健福祉士等)

学校教育法施行規則 第65条の3

スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する。

[目標]平成31年度までに、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区

(約1万人)に配置 (ニッポン一億総活躍プラン)  
(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

平成30年度:7,500人

- (1)小中学校のための配置 7,500人(5,000人)

<教育委員会等>



- (2)貧困・虐待対策のための重点配置 1,000人(1,000人)
- (3)高等学校のための配置 47人(47人)
- (4)質向上のためのSV配置 47人(47人)

- ③貧困・虐待対策のための重点配置 1,000校(1,000校)

- ④不登校支援のための教育支援センターの機能強化 250箇所(250箇所)

<家庭>



<福祉関連機関>



※( )は前年度

# 不登校児童生徒等を対象とする特別の教育課程の編成（特例校）について

特区「不登校児童生徒等を対象とした学校設置に係る教育課程弾力化事業」の閣議決定（平成16年12月10日）に基づき、平成17年学校教育法施行規則の改正により全国化した。

不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成することができる。

## 具体的な仕組の概要

- 相当の期間小学校、中学校、高等学校を欠席していると認められる児童生徒、高等学校を退学し、その後高等学校に入学していないと認められる者又は高等学校の入学資格を有するが、高等学校に入学していないと認められる者を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要がある場合。

※学校教育法施行規則

第56条（小学校）、第79条（中学校）、第86条（高等学校）、第108条（中等教育学校）

- 特別の教育課程を編成することを希望する学校を設置する地方自治体の教育委員会、国立大学法人、学校法人が文部科学大臣に申請書を提出。



文部科学大臣は、申請内容を審査し、学校教育法等の観点から支障がないと認められるときは当該学校を指定。

（参考）平成30年12月現在、指定を受けている学校は全国で12校

- ・八王子市立高尾山学園小学部・中学部（平成16年4月開校）
- ・学科指導教室「ASU」※小・中学校（平成16年4月開校）
- ・鹿児島城西高等学校 普通科（ドリームコース）（平成18年4月開校）
- ・京都市立洛友中学校（平成19年4月開校）
- ・星槎名古屋中学校（平成24年4月開校）
- ・西濃学園中学校（平成29年4月開校）
- ・京都市立洛風中学校（平成16年10月開校）
- ・星槎中学校（平成17年4月開校）
- ・東京シューレ葛飾中学校（平成19年4月開校）
- ・日本放送協会学園高等学校（平成20年4月開校）
- ・星槎もみじ中学校（平成26年4月開校）
- ・調布市立第七中学校はしうち教室（平成30年4月開校）

# 不登校特例校の設置状況

平成30年12月現在、指定を受けている学校は全国で12校。

うち、教育機会確保法施行後の指定は2校（平成29年4月、平成30年2月）。

学校名	管理機関	所在地	事業の概要
八王子市立高尾山学園小学部・中学部 (平成16年4月開校)	八王子市教育委員会	東京都八王子市	不登校児童生徒のための市立小中一貫校。学年を超えた習熟度別ステップ学習や小学校1・2年次における「総合的な学習の時間」の導入、多様な体験活動などを行う。
京都市立洛風中学校 (平成16年10月開校)			
京都市立洛風中学校 (平成16年10月開校)	京都市教育委員会	京都府京都市	不登校生徒のための市立中学校。実社会と直結した実践的な体験活動や京都の特性を活かした文化・芸術・ものづくり活動などを行う。
学科指導教室「ASU」 (平成16年4月開校)※小・中学校	大和郡山市教育委員会	奈良県大和郡山市	不登校児童生徒の学習の場として、学科指導教室「ASU」を設置し、学年を超えた習熟度別指導、児童生徒の興味・関心に応じた多様な体験活動などを行う。
星槎中学校 (平成17年4月開校)			
星槎中学校 (平成17年4月開校)	学校法人国際学園	神奈川県横浜市	不登校生徒に対し、個別指導計画を作成し、習熟度別クラス編成や体験学習等の導入を行うとともに、授業時数を増やして指導を行う。
鹿児島城西高等学校 普通科(ドリームコース) (平成18年4月開校)	学校法人日章学園	鹿児島県日置市	「産業社会と人間」、「進路研究(自己理解)」等を学校設定科目として設け、不登校状態がそれぞれ異なる個々の生徒に、きめ細かな指導と弾力性を持った教育を提供する。
東京シューレ葛飾中学校 (平成19年4月開校)			
東京シューレ葛飾中学校 (平成19年4月開校)	学校法人東京シューレ学園	東京都葛飾区	道徳及び特別活動の時間を統合した「コミュニケーションタイム」を新設し、話し合い、共に協力しあいながら、自分達のやりたいことを実現していく方法を学ばせる。
京都市立洛友中学校 (平成19年4月開校)	京都市教育委員会	京都府京都市	学齢超過の義務教育未修了者を対象とする二部学級を設置する中学校。二部学級の生徒とのふれあい等を通して、学習意欲向上と集団への適応を目指す。
日本放送協会学園高等学校 (平成20年4月開校)			
日本放送協会学園高等学校 (平成20年4月開校)	学校法人日本放送協会学園	東京都国立市	「生活実習」や「職業技術科目」等により、実習・体験型の学習による達成経験の積み重ねなどを通じて、生徒の社会性や自立性の育成、活動意欲や学習意欲の向上を促す。
星槎名古屋中学校 (平成24年4月開校)	学校法人国際学園	愛知県名古屋市	「基礎学力」及び「社会に適應する能力」向上を目指した特別な教育課程を編成し、指導を行う。また生徒の興味や関心、適性をふまえた学習意欲を高めるための指導を充実するために特別な教育課程を編成し、指導を行う。
星槎もみじ中学校 (平成26年4月開校)			
星槎もみじ中学校 (平成26年4月開校)	学校法人国際学園	北海道札幌市	「ベーシック」及び「ソーシャルスキルトレーニング」を教育課程に位置付け、個々の生徒の学習の到達度に合わせた指導を行うとともに、人間関係の構築に必要なスキルを重点的に指導することにより、「基礎学力」及び「社会に適應する能力」の向上を目指す。
西濃学園中学校 (平成29年4月開校)	学校法人西濃学園	岐阜県揖斐郡	「コラボレイト」を新しく教育課程に位置付け、国語、社会及び総合的な学習の時間を融合した授業を実施する。寮を持つ学校であり、学習及び生活指導を一貫して行う。
調布市立第七中学校はしうち教室 (平成30年4月開校)			
調布市立第七中学校はしうち教室 (平成30年4月開校)	調布市教育委員会	東京都調布市	体験活動等で考えたこと等を、各教科で身に付けた力を活用し生徒の得意とする手法で独創的に表現する「表現科」や、不登校による未学習部分を補うため、一人一人の状況に合わせて学習を行う「個別学習」の時間を新しく教育課程として位置付ける。



## 背景

- 不登校児童生徒数は4年連続増加（平成28年度の小・中学校における不登校児童生徒数：約13万4千人）
  - 平成28年12月7日、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、同法第7条を踏まえ、平成29年3月、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」を策定
- ⇒ **不登校児童生徒への多様で適切な教育機会の確保が重要**

## 事業内容 1

### 教育支援センター・民間団体における支援体制の整備

教育委員会や学校を中心に、関係者間の連携の下、学校以外の場における不登校児童生徒の様々な学習をきめ細かに支援するための体制の整備に向けた実践研究（22箇所）

- ①教育支援センター等の新規設置促進
- ②教育支援センターにおける機能の拡充
- ③訪問型支援やICT機材等を活用した支援のための支援員等の配置
- ④教育委員会と民間団体等との連携による支援の実施（民間団体に通う子供に対する訪問型支援の実施等）
- ⑤学習活動への経済的支援



## 事業内容 2

### 民間団体の自主的な取組の促進に関する調査研究

不登校児童生徒を受け入れている民間団体の自主的な取組の促進に関する調査研究（2箇所）

平成30年度に実施した調査研究の成果等を踏まえ、フリースクール等がその特色・自主性を損なわずに量的拡充と地域偏在の解消が図られるよう、

- ①民間団体の相互評価の実施
- ②中間支援組織の設置促進・機能充実
- ③効果的な官民連携の在り方について調査研究を行う



## 期待される効果

不登校児童生徒一人一人の状況に応じ、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的自立に向けて学習等の活動に取り組むことができるよう、**学校や教育行政機関はもとより、フリースクールを運営する民間団体等とも連携する体制が構築されることで、不登校児童生徒に対する経済面・学習面の支援を通じた、きめ細かな支援体制の整備等が促進される。**

## スクールカウンセラー等活用事業

平成31年度概算要求額 4,873百万円  
(平成30年度予算額4,569百万円)補助率:1/3

スクールカウンセラー:児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者(臨床心理士等)

学校教育法施行規則 第65条の2

スクールカウンセラーは、小学校における児童の心理に関する支援に従事する。

[目標]平成31年度までに、スクールカウンセラーを全公立小中学校(27,500校)に配置  
(ニッポン一億総活躍プラン)  
(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

平成31年度:27,500校

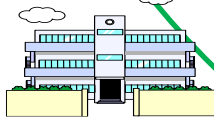
- ①全公立小学校に対する配置 17,500校(16,700校)
- ②全公立中学校に対する配置 10,000校(10,000校)

※支援が必要な学校に弾力的に派遣できるよう、地域の実情に応じ、教育委員会配置方式も推進。

### <学校・教職員(養護教諭等)>



連絡協議会の開催等を通じた質向上の取組



- ③貧困・虐待対策のための重点配置 1,500校(1,000校)
- ④不登校支援のための教育支援センターの機能強化 250箇所(250箇所)

## スクールソーシャルワーカー活用事業

平成31年度概算要求額 1,978百万円  
(平成30年度予算額1,484百万円)補助率:1/3

スクールソーシャルワーカー:福祉に関して専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者(社会福祉士、精神保健福祉士等)

学校教育法施行規則 第65条の3

スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する。

[目標]平成31年度までに、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区(約1万人)に配置  
(ニッポン一億総活躍プラン)  
(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

平成31年度:10,000人

- (1)小中学校のための配置 10,000人(7,500人)

### <教育委員会等>



- (2)貧困・虐待対策のための重点配置 1,500人(1,000人)
- (3)高等学校のための配置 47人(47人)
- (4)質向上のためのSV配置 47人(47人)

### <家庭>



### <福祉関連機関>



※( )は前年度

# 平成29年度

## 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」 (確定値) の概要

### I 調査の趣旨

児童生徒の問題行動等について、全国の状況を調査・分析することにより、**教育現場における生徒指導上の取組のより一層の充実に資する**ものとするとともに、その実態把握を行うことにより、**児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応**に、また、**不登校児童生徒への適切な個別支援**につなげていくもの。

さらに、本調査結果を踏まえ、教育委員会をはじめとする学校の設置者、私立学校主管部局等における問題行動等への取組や、不登校への支援等の一層の充実に資するもの。

### II 調査対象期間

平成29年度間

### III 調査項目 (調査対象)

- |                     |  |
|---------------------|--|
| 1 暴力行為              | (国公立小・中・高等学校)                          |
| 2 いじめ               | (国公立小・中・高・特別支援学校, 都道府県教育委員会, 市町村教育委員会) |
| 3 出席停止              | (市町村教育委員会)                             |
| 4 小・中学校の長期欠席 (不登校等) | (国公立小・中学校, 都道府県教育委員会, 市町村教育委員会)        |
| 5 高等学校の長期欠席 (不登校等)  | (国公立高等学校)                              |
| 6 高等学校中途退学等         | (国公立高等学校)                              |
| 7 自殺                | (国公立小・中・高等学校)                          |
| 8 教育相談              | (国公立小・中・高・特別支援学校, 都道府県・指定都市・市町村教育委員会)  |

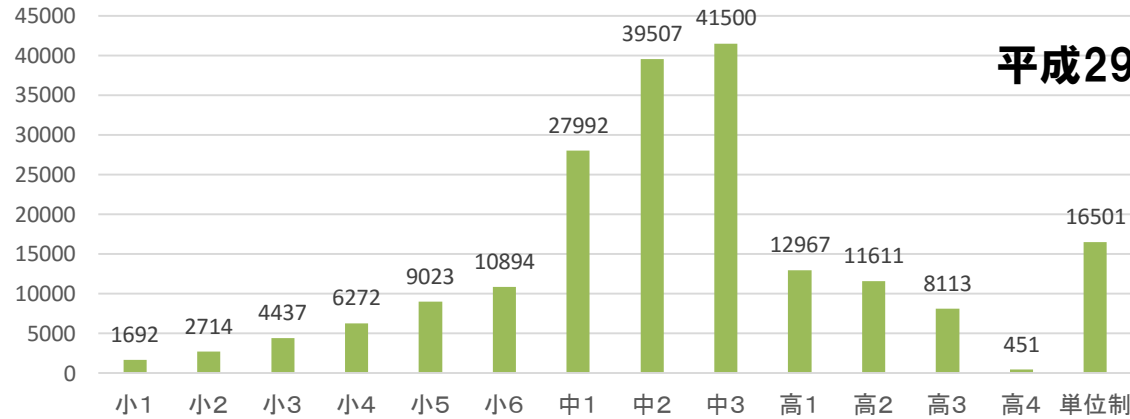


# 調査結果のポイント

- 1 本調査において、都道府県別に公表している項目については、新たに指定都市別に公表（学校種毎の項目は除く。）
- 2 小・中・高等学校における**暴力行為の発生件数は63,325件**（前年度59,444件）であり、児童生徒1,000人当たりの発生件数は4.8件（前年度4.4件）。特に、小学校における暴力行為は28,315件であり、前年度に比べ、5,474件増加。
- 3 小・中・高等学校及び特別支援学校における**いじめの認知件数は414,378件**（前年度323,143件）であり、児童生徒1,000人当たりの認知件数は30.9件（前年度23.8件）。特に、小学校におけるいじめの認知件数が大幅に増加。  
平成28年度調査より、けんかやふざけ合い、暴力行為等であっても、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、認知を行うことを新たに追加している。  
文部科学省では、いじめはどの子供、どの学校でも起こりうるという理解のもと、初期段階のものも含めて積極的に認知すべき旨を明示。
- 4 小・中学校における**長期欠席者数は217,040人**（前年度206,293人）。このうち、**不登校児童生徒数は144,031人**（前年度133,683人）であり、在籍児童生徒に占める不登校児童の割合は1.5%（前年度1.3%）。
- 5 高等学校における**長期欠席者数は80,313人**（前年度79,391人）。このうち、**不登校生徒数は49,643人**（前年度48,565人）であり、在籍生徒に占める不登校生徒の割合は1.5%（前年度1.5%）。
- 6 高等学校における**中途退学者数は46,802人**（前年度47,249人）であり、中途退学者の割合は1.3%（前年度1.4%）。
- 7 小・中・高等学校から報告のあった**自殺した児童生徒数は250人**（前年度245人）。

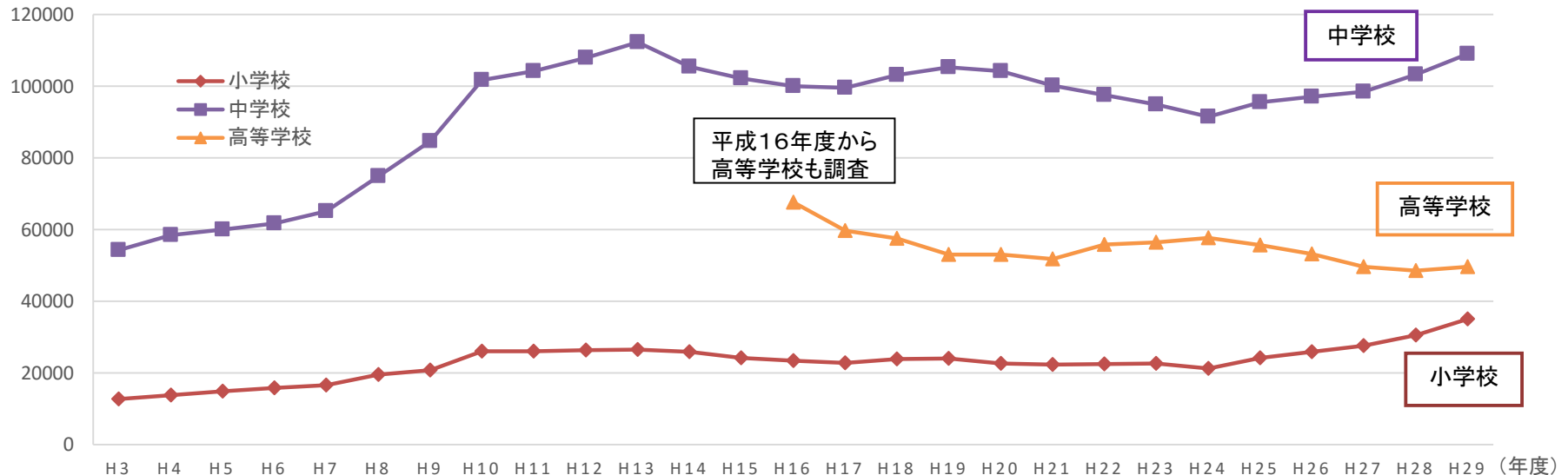
# 不登校の現状

小・中・高等学校における、不登校児童生徒数は、小学校35,032人(185人に1人)、中学校108,999人(31人に1人)、高等学校49,643人(66人に1人)となっており、合計で、193,674人(前年度182,248人)となっている。



平成29年度:193,674人(前年度182,248人)

小学校 : 35,032人 (185人に1人)  
 中学校 : 108,999人 (31人に1人)  
 高等学校 : 49,643人 (66人に1人)



(注) 不登校の定義は、年間30日以上欠席した児童生徒のうち、病気や経済的な理由を除き、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者」

# 小・中学校における不登校の状況について

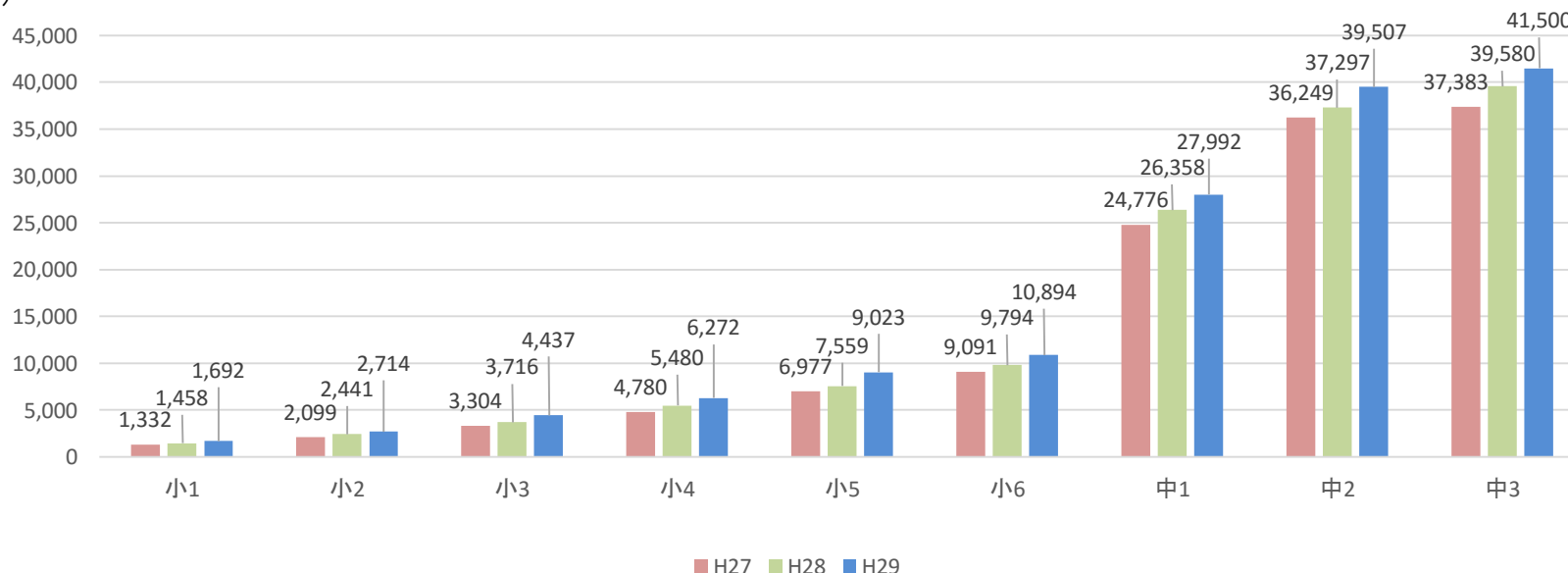
90日以上欠席した者は、不登校児童生徒数の58.3%を占め、依然として長期に及び不登校児童生徒が多い。

区 分	欠席日数30～89日の者		欠席日数90日以上で 出席日数11日以上の方		欠席日数90日以上で 出席日数1～10日の者		欠席日数90日以上で 出席日数0日の者		不登校 児童生徒数
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
小学校	19,057	54.4%	13,555	38.7%	1,464	4.2%	956	2.7%	35,032
中学校	40,983	37.6%	54,362	49.9%	9,373	8.6%	4,281	3.9%	108,999
合 計	60,040	41.7%	67,917	47.2%	10,837	7.5%	5,237	3.6%	144,031

※ パーセンテージは、各区分における不登校児童生徒数に対する割合。

## 学年別不登校児童生徒数

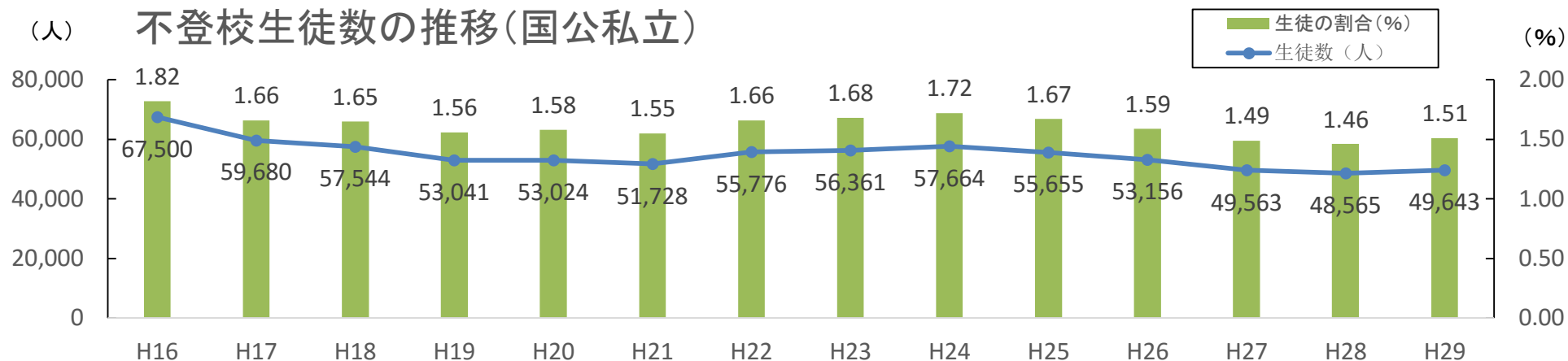
(人)



いずれの学年においても、前年度を上回る人数となっている。

# 高等学校における不登校の状況について

高等学校における不登校生徒数は、49,643人（前年度48,565人）であり、1,000人当たりの不登校生徒数は、15.1人（前年度14.6人）である。



不登校生徒数の人数と1,000人当たりの不登校生徒数

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
不登校生徒数	67,500	59,680	57,544	53,041	53,024	51,728	55,776	56,361	57,664	55,655	53,156	49,563	48,565	49,643
1,000人当たりの不登校生徒数	18.2	16.6	16.5	15.6	15.8	15.5	16.6	16.8	17.2	16.7	15.9	14.9	14.6	15.1

90日以上欠席した者は、不登校生徒数の21.9%である。

区分	欠席日数30~89日の者		欠席日数90日以上で出席日数11日以上の方		欠席日数90日以上で出席日数1~10日の者		欠席日数90日以上で出席日数0日の者		不登校生徒数
国公立計	38,756人	78.1%	8,810人	17.7%	1,357人	2.7%	720人	1.5%	49,643人

# 不登校となった要因について（国公立小・中学校）

「本人に係る要因」で見ると「不安」と「無気力」の傾向が約63%を占める。「不安」の傾向がある不登校児童生徒のうち、「家庭に係る状況」「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が多い。

学校、家庭に係る要因 (区分)	分類別児童生徒数	学校に係る状況								家庭に係る状況	左記に該当なし
		いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動、部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐる問題	入学、転編入学、進級時の不適応		
本人に係る要因 (分類)											
「学校における人間関係」に課題を抱えている。	23,752	548	16,562	1,796	2,434	550	979	407	1,354	3,871	760
	-	2.3%	69.7%	7.6%	10.2%	2.3%	4.1%	1.7%	5.7%	16.3%	3.2%
	16.5%	75.8%	44.3%	46.8%	8.5%	9.7%	32.1%	9.1%	15.1%	7.4%	3.3%
「あそび・非行」の傾向がある。	5,665	3	572	155	1,458	200	67	1,708	157	2,514	603
	-	0.1%	10.1%	2.7%	25.7%	3.5%	1.2%	30.2%	2.8%	44.4%	10.6%
	3.9%	0.4%	1.5%	4.0%	5.1%	3.5%	2.2%	38.0%	1.7%	4.8%	2.6%
「無気力」の傾向がある。	43,018	21	4,914	505	12,437	1,606	708	1,162	2,123	19,342	6,793
	-	0.0%	11.4%	1.2%	28.9%	3.7%	1.6%	2.7%	4.9%	45.0%	15.8%
	29.9%	2.9%	13.1%	13.2%	43.4%	28.4%	23.2%	25.9%	23.6%	36.8%	29.5%
「不安」の傾向がある。	47,887	131	13,526	1,089	10,197	2,837	1,073	838	4,259	14,950	7,751
	-	0.3%	28.2%	2.3%	21.3%	5.9%	2.2%	1.7%	8.9%	31.2%	16.2%
	33.2%	18.1%	36.2%	28.4%	35.6%	50.1%	35.1%	18.7%	47.4%	28.5%	33.7%
「その他」	23,709	20	1,806	292	2,130	468	227	376	1,098	11,839	7,103
	-	0.1%	7.6%	1.2%	9.0%	2.0%	1.0%	1.6%	4.6%	49.9%	30.0%
	16.5%	2.8%	4.8%	7.6%	7.4%	8.3%	7.4%	8.4%	12.2%	22.5%	30.9%
計	144,031	723	37,380	3,837	28,656	5,661	3,054	4,491	8,991	52,516	23,010
	100.0%	0.5%	26.0%	2.7%	19.9%	3.9%	2.1%	3.1%	6.2%	36.5%	16.0%

(注1) 複数回答可。

(注2) 中段は、各区分における分類別児童生徒数に対する割合。下段は、各区分における「学校、家庭に係る要因(区分)」の「計」に対する割合。

# 不登校となった要因について（国公立高等学校全日制・定時制）

「本人に係る要因」で見ると「無気力」と「不安」の傾向が約56%を占める。「不安」の傾向がある生徒のうち、「進路に係る不安」「学業の不振」が多い。

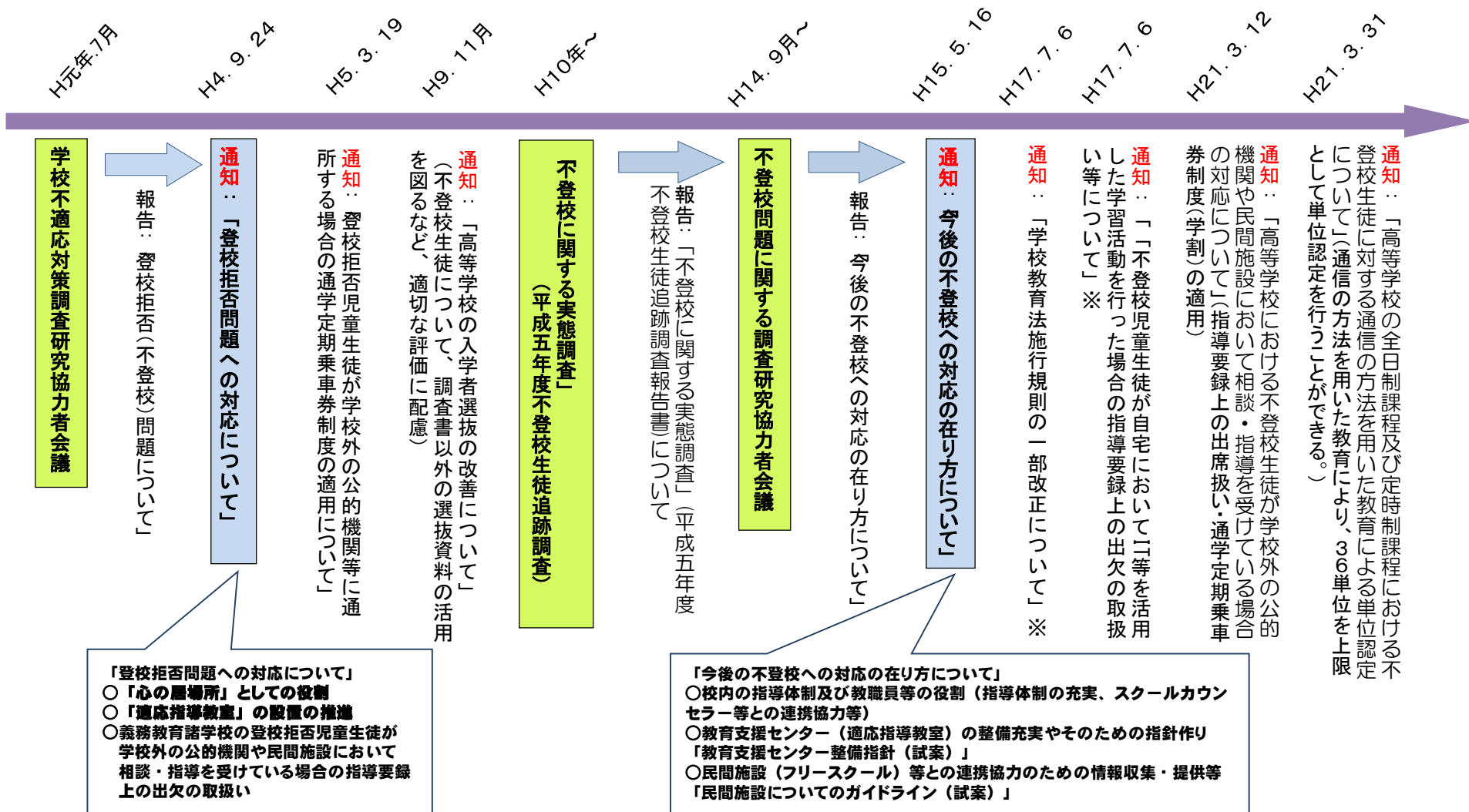
学校、家庭に係る要因 (区分)	分類別生徒数	学校に係る状況								家庭に係る状況	左記に該当なし
		いじめ	いじめを除く友人 関係をめぐる問題	教職員との関係を めぐる問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動、部活 動等への不応	学校のきまり等を めぐる問題	入学、転編入学、 進級時の不応		
「学校における人間関係」 に課題を抱えている。	7,549	123	5,065	261	501	232	350	203	864	580	329
	-	1.6%	67.1%	3.5%	6.6%	3.1%	4.6%	2.7%	11.4%	7.7%	4.4%
	15.2%	65.4%	60.1%	49.5%	5.3%	5.2%	38.6%	10.7%	12.9%	7.5%	2.4%
「あそび・非行」の傾向が ある。	5,009	42	305	39	1,219	123	35	831	561	904	1,472
	-	0.8%	6.1%	0.8%	24.3%	2.5%	0.7%	16.6%	11.2%	18.0%	29.4%
	10.1%	22.3%	3.6%	7.4%	12.9%	2.8%	3.9%	43.8%	8.4%	11.6%	10.9%
「無気力」の傾向がある。	16,155	4	939	85	4,437	1,211	167	555	2,561	2,330	4,892
	-	0.0%	5.8%	0.5%	27.5%	7.5%	1.0%	3.4%	15.9%	14.4%	30.3%
	32.5%	2.1%	11.1%	16.1%	47.1%	27.4%	18.4%	29.2%	38.3%	30.0%	36.1%
「不安」の傾向がある。	11,818	15	1,804	117	2,414	2,418	274	161	1,766	1,897	2,460
	-	0.1%	15.3%	1.0%	20.4%	20.5%	2.3%	1.4%	14.9%	16.1%	20.8%
	23.8%	8.0%	21.4%	22.2%	25.6%	54.6%	30.2%	8.5%	26.4%	24.4%	18.2%
「その他」	9,112	4	317	25	845	443	81	148	942	2,057	4,386
	-	0.0%	3.5%	0.3%	9.3%	4.9%	0.9%	1.6%	10.3%	22.6%	48.1%
	18.4%	2.1%	3.8%	4.7%	9.0%	10.0%	8.9%	7.8%	14.1%	26.5%	32.4%
計	49,643	188	8,430	527	9,416	4,427	907	1,898	6,694	7,768	13,539
	100.0%	0.4%	17.0%	1.1%	19.0%	8.9%	1.8%	3.8%	13.5%	15.6%	27.3%

(注1) 複数回答可。

(注2) 中段は、各区分における分類別児童生徒数に対する割合。下段は、各区分における「学校、家庭に係る要因(区分)」の「計」に対する割合。



# 不登校児童生徒を支援する施策の変遷について①



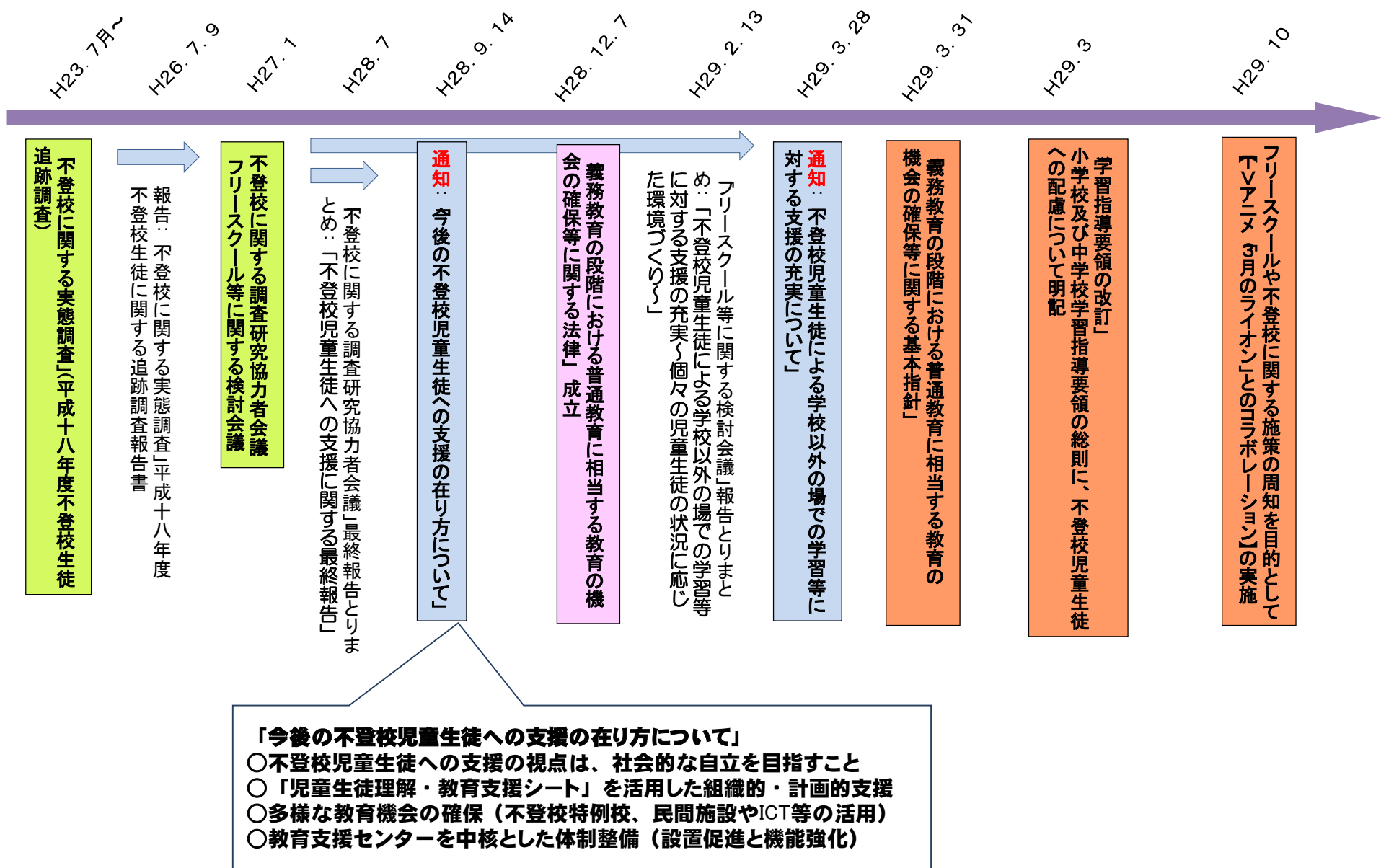
## ＜不登校に係る構造改革特区における特例措置＞

※ 「不登校児童生徒等を対象とした学校設置に係る教育課程弾力化事業」（H17.7.6学校教育法施行規則の一部改正により全国化）

※ 「IT等の活用による不登校児童生徒の学習機会拡大事業（H17.7.6通知により全国化）

◇ 「学校設置非営利法人による学校設置事業（H15.10.1施行 構造改革特別区域法）

# 不登校児童生徒を支援する施策の変遷について②



# 不登校支援施策③

## ・教育支援センター(適応指導教室)における取組の推進

不登校児童生徒の学校復帰に向けた指導・支援を行うため、「教育支援センター(適応指導教室)」を教育委員会が設置

## ・指導要録上の出席扱いについての措置等

小・中・高等学校の不登校児童生徒が教育支援センター(適応指導教室)や民間施設など学校外の機関で指導等を受ける場合について、一定要件を満たすとき校長は指導要録上「出席扱い」にできることとする。

【平成4年9月24日付け初等中等教育局長通知(義務教育)】  
【平成15年5月16日付け初等中等教育局長通知(義務教育)】  
【平成21年3月12日付け初等中等教育局長通知(高等学校)】  
【平成28年9月14日付け初等中等教育局長通知(義務教育)】

また、指導要録上「出席扱い」となった児童生徒を対象に、通学定期乗車券制度(いわゆる「学割」)の適用を受けることができることとする。

【平成5年3月19日付け初等中等教育局中学校課長通知(義務教育)】

【平成21年3月12日付け初等中等教育局長通知(高等学校)】

## ・IT等の活用による不登校児童生徒の学習機会の拡大

不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用して行った学習活動について、その学習活動が学校復帰に向けての取組であって、不登校児童生徒の自立を助ける上で有効・適切であると判断される場合は、訪問による対面指導が適切に行われていることなどの一定の要件を満たすときに指導要録上「出席扱い」にできることとする。

【特区措置を平成17年7月6日付け初等中等教育局長通知により全国化】

# 不登校支援施策④

## ・「高等学校の不登校生徒に対する通信の方法を用いた教育による単位認定」について

高等学校の全日制・定時制課程において、不登校生徒を対象として、通信の方法を用いた教育により、36単位を上限として単位認定を行うことができる。

【特区措置を平成21年3月31日付け初等中等教育局長通知により全国化】

## ・不登校児童生徒を対象とした学校の設置に係る教育課程の弾力化

不登校児童生徒を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成する必要があると認められる場合、指定を受けた特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成することができる。

【特区措置を平成17年7月6日付け初等中等教育局長通知により全国化】

【平成29年度から都道府県が設置する場合においても教職員給与費の3分の1を国庫負担化】

## ・教育相談体制の充実(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充)

### ①スクールカウンセラーの配置拡充

【平成30年度予算額 4,569百万円(4,559百万円)】

全公立中学校:10,000校、公立小学校:16,000→16,700校、  
教育支援センターの機能強化のためのSCの配置:250箇所、  
貧困・虐待対策重点加配:1,000校

### ②スクールソーシャルワーカーの配置拡充

【平成30年度予算額 1,484百万円(1,258百万円)】

小中学校配置:5,000→7,500人、高等学校配置:47人、  
貧困・虐待対策重点加配:1,000人

## ・学校以外の場における教育機会の確保等に関する調査研究

【平成30年度予算額 155百万円(155百万円)】

教育委員会・学校を中心に、関係者間連携の下、不登校児童生徒の学校以外の場における教育機会の確保等を支援する体制の整備に向けた実践研究及び不登校児童生徒を受け入れている民間団体の自主的な取組を支援するための仕組み等に関する調査研究を実施する。

- ①教育支援センター・民間団体における支援体制の整備に向けた実践研究
- ②民間団体の自主的な取り組みの促進に関する調査研究

# 指導要録上の出席扱いについての措置等に関する通知

【不登校児童生徒の支援の在り方について(通知)抜粋】

(平成28年9月14日付け28文科初第770号)

## 2 学校等の取組の充実

～中略～

### (4) 不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保

不登校児童生徒の一人一人の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など、多様な教育機会を確保する必要があること。また、夜間中学において、本人の希望を尊重した上での受入れも可能であること。

義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において、指導・助言等を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについては、別記によるものとし、高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において、指導・助言等を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについては、平成21年3月12日付け20文科初第1346号「高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の対応について」によるものとする。



# I T等の活用による不登校児童生徒の学習機会の拡大に関する通知文

## 【不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の 指導要録上の出欠の取扱い等について(通知)抜粋】 (平成17年7月6日付け17文科初第437号)

### 2 出席扱い等の要件

不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行うとき、当該児童生徒が在籍する学校の長は、下記の要件を満たすとともに、その学習活動が学校への復帰に向けての取組であることを前提とし、かつ、不登校児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると判断する場合に、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができる。

- (1)保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- (2)IT等を活用した学習活動とは、IT(インターネットや電子メール、テレビを使った通信システムなど)や郵送、ファクシミリなどを活用して提供される学習活動であること。
- (3)訪問等による対面指導が適切に行われることを前提とすること。対面指導は、当該児童生徒に対する学習支援や将来の自立に向けた支援などが定期的かつ継続的に行われるものであること。
- (4)学習活動は、当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること。なお、学習活動を提供するのが民間事業者である場合には、平成15年5月16日付け文科初第255号通知「不登校への対応の在り方について」における「民間施設についてのガイドライン(試案)」を参考として、当該児童生徒にとって適切であるかどうか判断すること。(「学習活動を提供する」とは、教材等の作成者ではなく、当該児童生徒に対し学習活動を行わせる主体者を指す。)
- (5)校長は、当該児童生徒に対する対面指導や学習活動の状況等について、例えば、対面指導に当たっている者から定期的な報告を受けたり、学級担任等の教職員や保護者などを含めた連絡会を実施するなどして、その状況を十分に把握すること。
- (6)IT等を活用した学習活動を出席扱いとするのは、基本的に当該不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けられないような場合に行う学習活動であること。なお、上記(3)のとおり、対面指導が適切に行われていることを前提とすること。
- (7)学習活動の成果を評価に反映する場合には、学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合であること。



# 第3期教育振興基本計画について（不登校記載部分）

## 第3期教育振興基本計画（平成30年6月15日閣議決定）抜粋

### 第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

#### 4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する

##### 目標（15）多様なニーズに対応した教育機会の提供

（測定指標）学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の割合の改善

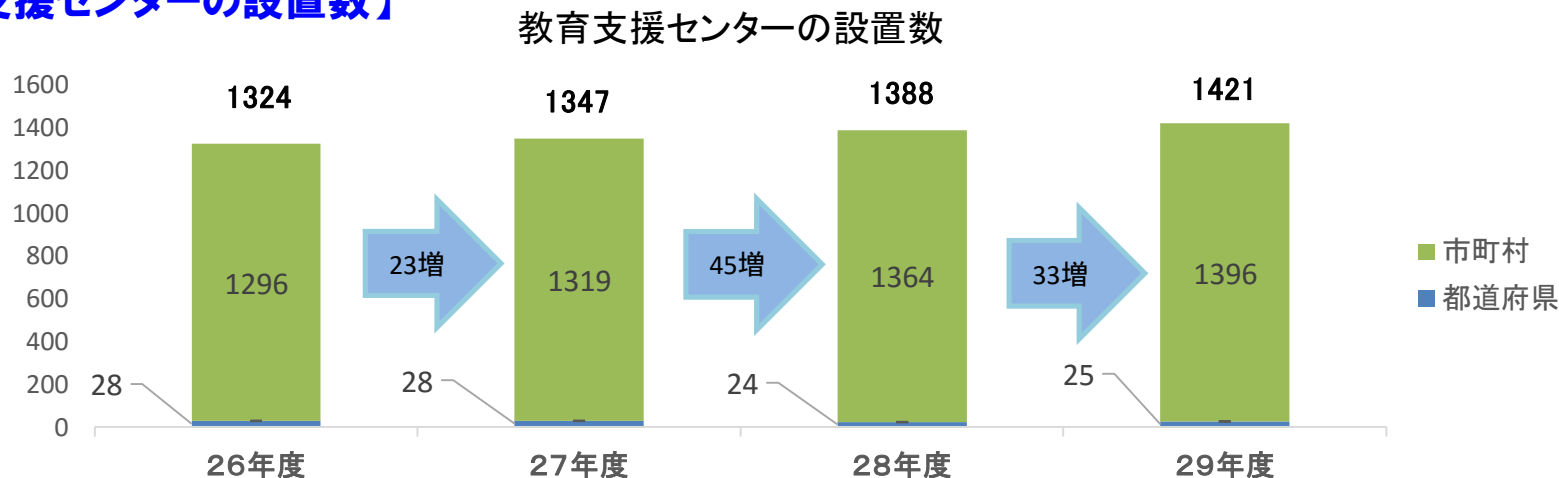
##### ○不登校児童生徒の教育機会の確保

- ・ 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律等を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援を推進する。児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくりを推進するとともに、不登校児童生徒に対しその実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校や教育支援センターの設置促進、教育委員会・学校と民間の団体の連携等による支援など、不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保を推進する。さらに、不登校児童生徒に対する教育相談体制の充実を図る。

# 教育支援センターの設置状況等

- ◇教育支援センターの設置数は徐々に増加している。
- ◇設置していない理由は、通所希望者が少ないこと、運営予算や場所の確保困難なことが上位を占めた。

## 【教育支援センターの設置数】

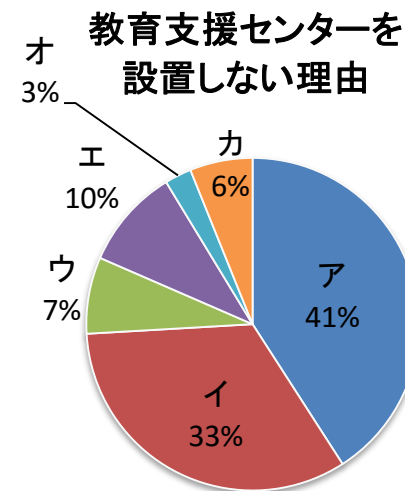


文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果より

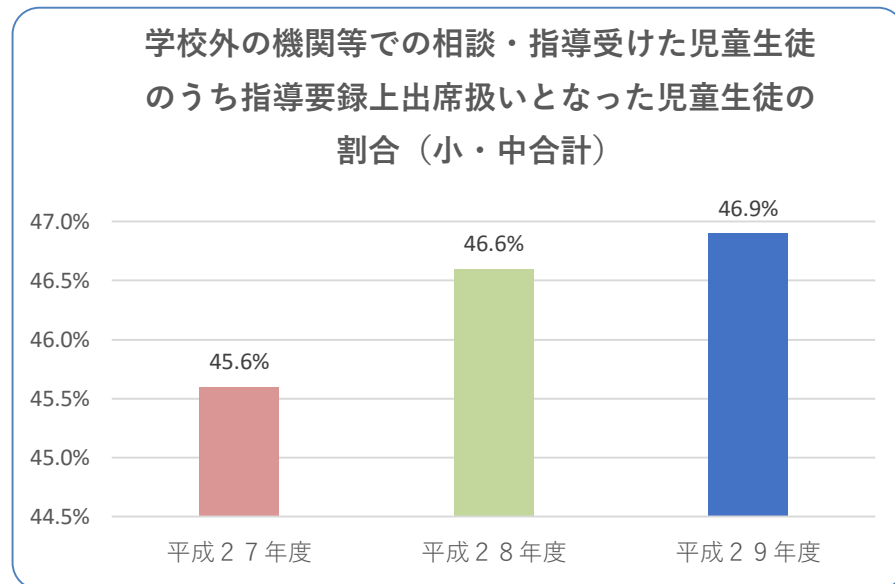
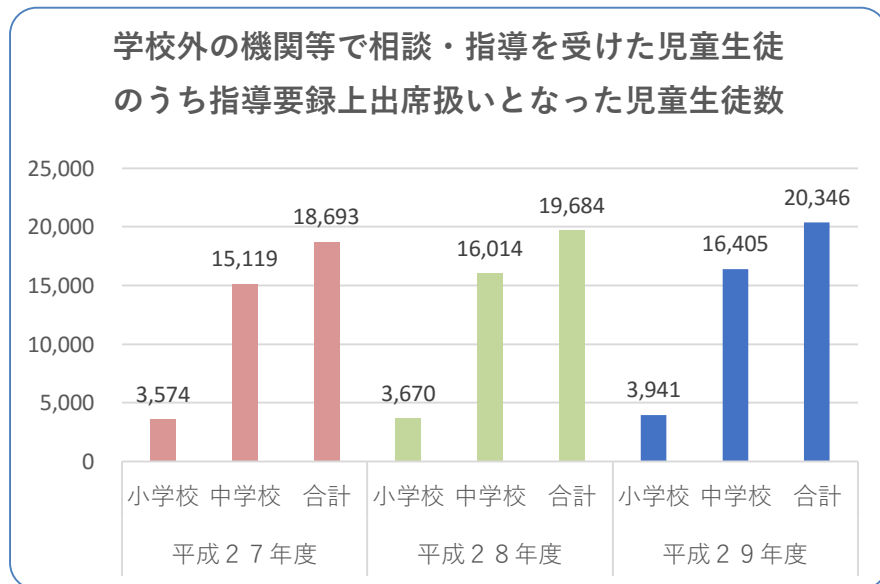
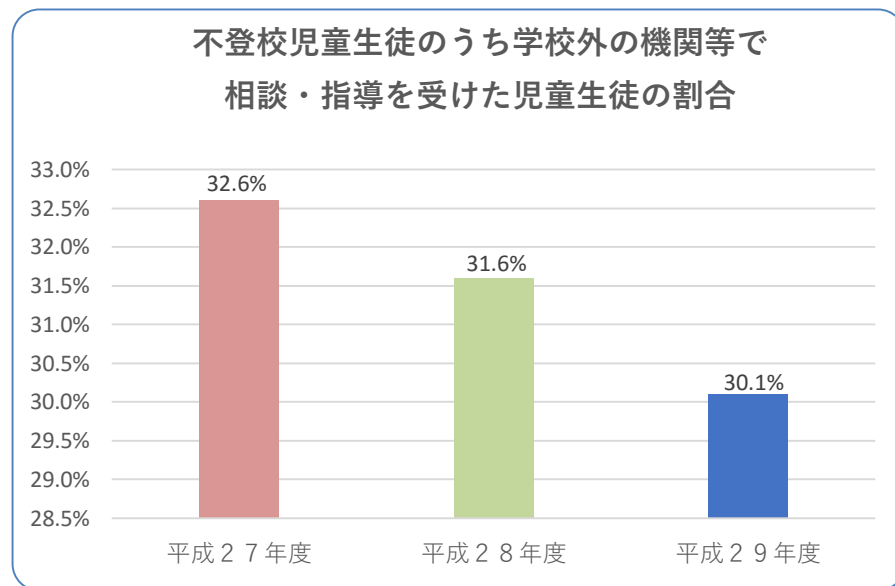
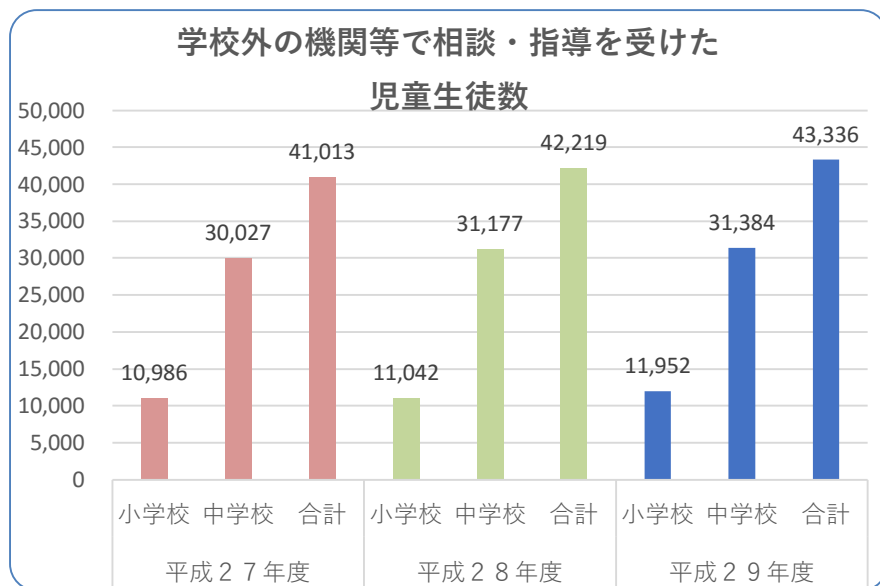
## 【教育支援センターを設置していない理由】※当てはまるものを三つ以内で選択

区分	回答数
ア 通所を希望する不登校の児童生徒が少ないと見込まれるため	456
イ 教育支援センターを運営する予算、場所の確保が困難なため	370
ウ 不登校の児童生徒が通所できる施設(教育相談センター等)が他にあるため	83
エ 近隣にある他の市区町村の教育委員会と提携し、受け入れてもらっているため	109
オ 都道府県教育委員会が設置する教育支援センターの受入対象としてもらっているため	29
カ その他 具体的な理由→	68

・教育相談員や支援員、SSW等で個別対応を行っているため。  
 ・指導者の人員確保が難しいため。等

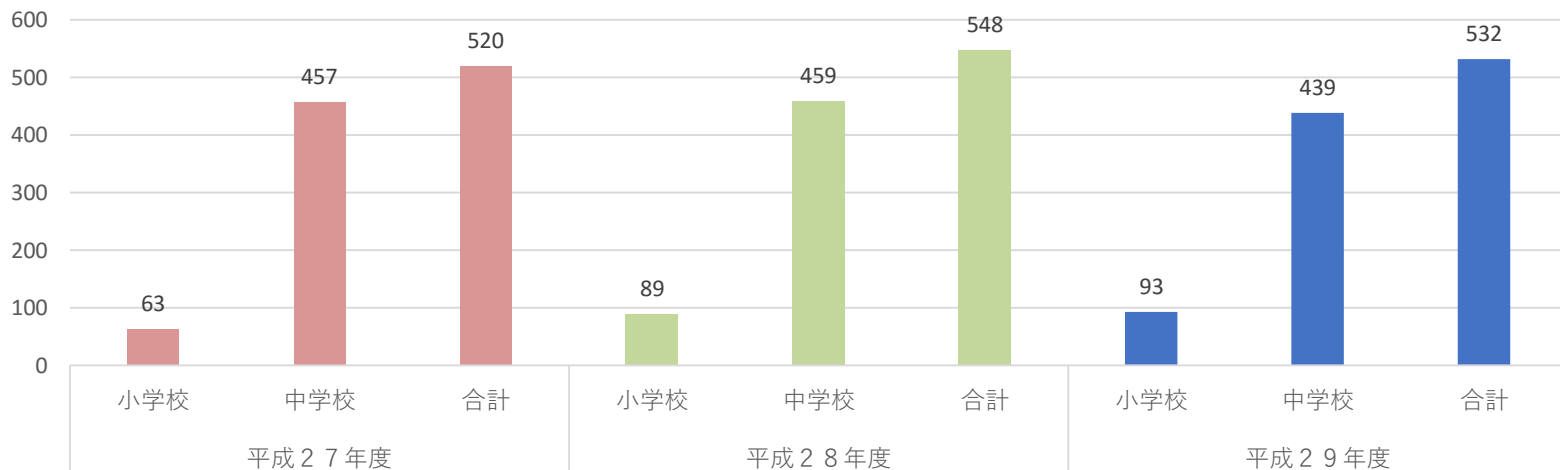


# 学校外で相談・指導等を受けている不登校児童生徒について

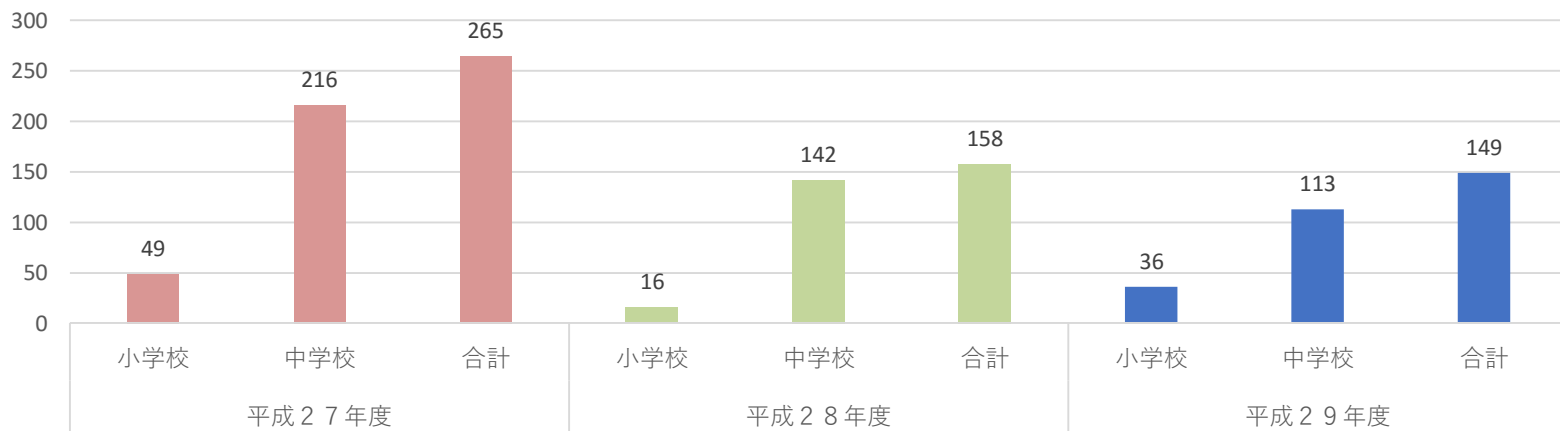


# 学校外で相談・指導等を受けている不登校児童生徒について

## 通学定期乗車券制度適用不登校児童生徒数



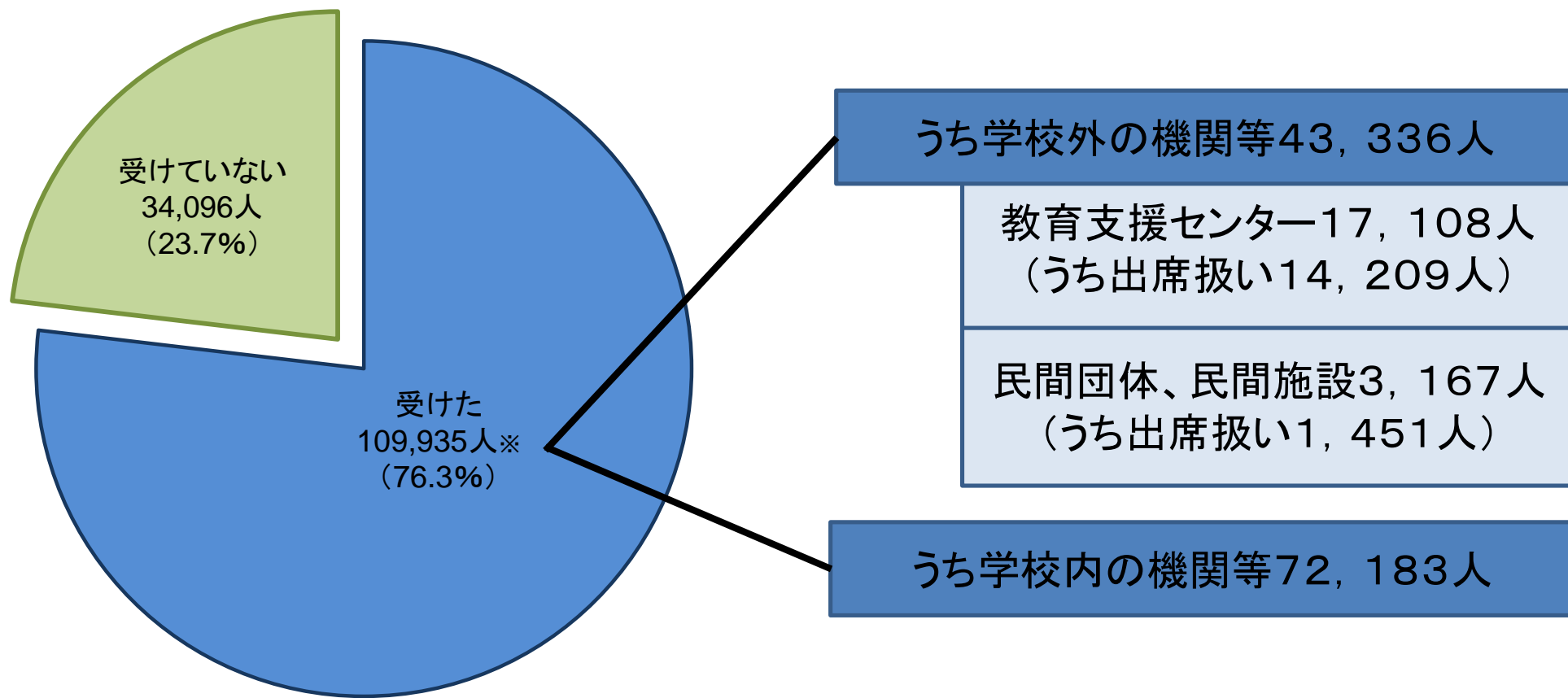
## 自宅におけるIT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした不登校児童生徒数



# 学校内外で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒について

学校内外の機関等で相談・指導等を受けた不登校児童生徒は約11万人（76.3%）であり、約3万4千人（23.7%）の児童生徒が学校内外で相談・指導等を受けられていない。

## 小・中学校の不登校児童生徒が学校内外で相談・指導等を受けた状況



※学校内外の複数の機関で相談・指導等を受けた児童生徒がいるので、それぞれの人数の合計とは一致しない

# 平成29年度予算 学校以外の場における教育機会の確保等に関する調査研究【全体概要】

## 事業概要

- ・不登校児童生徒の学校外での様々な学習をきめ細かに支援する体制の整備に向けた実践研究
- ・不登校児童生徒を受け入れている民間団体の自主的な取組を促進するための仕組み等に関する調査研究

## <主な成果>

【委託先】 22自治体

### 教育支援センターの設置促進

(久喜市、いすみ市、白井町、南丹市)

#### 【事業概要】

- 教育支援センター未設置の1市にセンターを新設
- 教育相談員及び教育指導員等を配置
- 複数の市町村が連携した教育支援センターの在り方について検討

#### 【主な成果】

- 福祉・医療の関係機関との連携体制の構築
- 心理や福祉の専門家の配置により、様々なケースに対応可能

### 学習活動への経済的支援

(狛江市、日出町、九重町、新居浜市)

#### 【事業概要】

- 教育支援センターやFSへの通学費や体験活動費等を支援

#### 【主な成果】

- 教育支援センター等へ通う日数の増加
- 体験活動の内容の充実
- 諸活動への積極性及び参加意欲の向上

### 民間団体の自主的な取組の促進

(東京学芸大学)

#### 【事業概要】

- 民間団体の相互評価の実施
- 中間支援組織の設置・充実

#### 【主な成果】

- FSが求める外部組織からの支援内容の明確化
- 中間支援組織に求められる役割や連携すべき機関の明確化
- FS等による相互評価の基礎となる「自己評価シート」の作成
- 自己評価の成果を活かす環境の整備

### 教育支援センターにおける機能拡充

(埼玉県、京都府、大分県ほか17自治体)

#### 【事業概要】

- アウトリーチ型支援の実施
- ICT教材を活用した学習支援の実施
- 学校や関係機関、民間団体等を構成員とする連絡協議会を開催
- 臨床心理士によるアセスメント、コンサルテーション、ケース会議等の実施

#### 【主な成果】

- 相談・支援件数の増加
- 不登校児童生徒を支援する機関等を一覧にしたパンフレットを作成
- 教育支援シートを活用した関係機関との連携体制の構築

### 教育委員会と民間団体との連携促進

(久喜市、舞鶴市、池田市ほか6自治体)

#### 【事業概要】

- FSの活動や支援方法等について広く情報を発信
- FSに通う児童生徒に対して、支援員が家庭訪問・学習支援等を実施
- 教育委員会、学校、FSによる情報交換、合同研修等の実施

#### 【主な成果】

- FSの取組をまとめた普及用のハンドブックを作成
- 家庭訪問の実施により引きこもりの児童生徒の状況を把握
- 教職員の資質向上(合同研究会の実施による)、不登校児童生徒の情報及びノウハウの共有(教育支援センターとFSの情報交換会による)

### 今後の課題

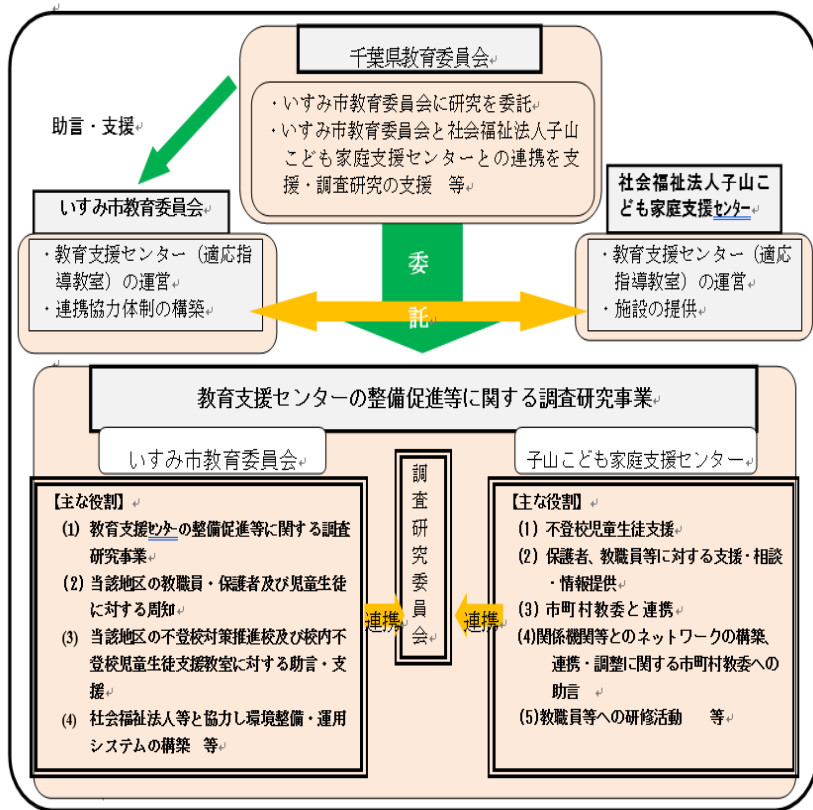
- 指導員や支援員等の人材及び質の確保
- フリースクールに通う児童生徒への経済的支援の在り方
- 不登校支援に関わる機関の更なる連携強化
- 保護者や地域の理解促進
- FS等による自己評価の取組と相互評価への展開 等



## 事業概要

いすみ市教育委員会では、いすみ市内の小・中学生等で、何らかの理由で学校生活に適應できない児童生徒を対象に様々な活動を通して、自立及び集団への対応並びに通常学級への復帰を図ることを目的として、不登校児童生徒の指導等に対して経験豊かな社会福祉法人と連携した官民共営型の教育支援センター(いすみほっとスクール)を子山こども家庭支援センター内に設置し、運営や対応等について調査研究を実施した。

## 支援体制



## 主な成果

- ・ 教育支援センターの周知が図られ、地区の拠点かつモデルとしての機能を果たすことができた。
- ・ 子山こども家庭支援センターの職員(心理士)が加わることにより、軽度発達障害を持つ生徒に対しても適切に対応することができた。
- ・ 福祉的な面で問題のある児童生徒の事案に対し、相談員への適切な助言や関係機関との迅速な連携を行うことができ、子供の抱える問題に広く対応することができた。

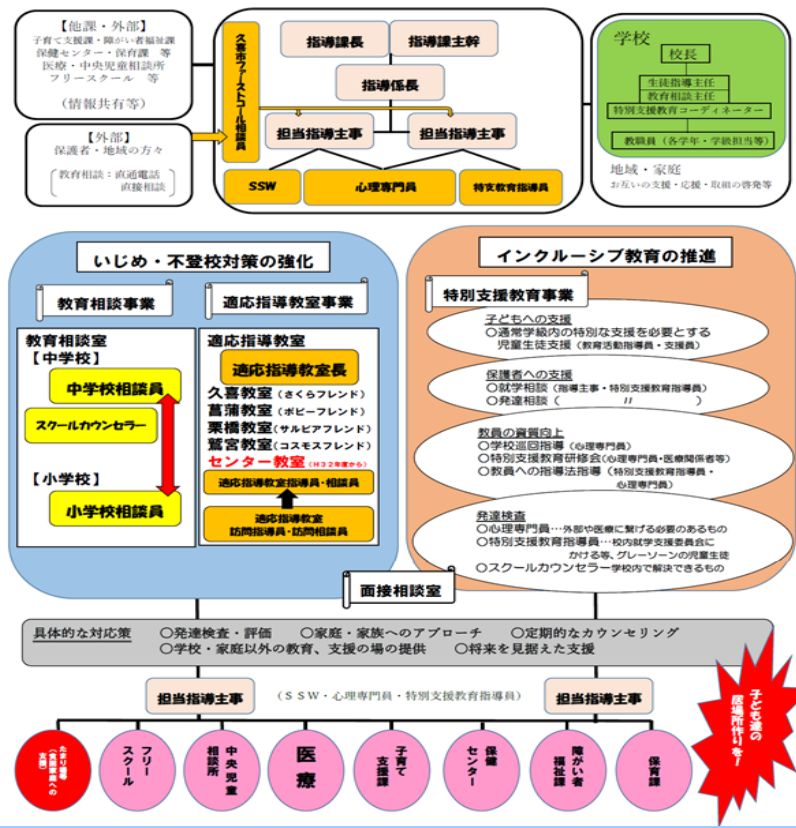
## 今後の課題

- ・ 児童生徒はもちろん、保護者や地域にも周知していく必要がある。
- ・ 運営面でのノウハウの蓄積、個々の児童生徒の実態に応じた支援の在り方、相談員のスキルアップ。
- ・ 2市2町の広域で運営できるように各自治体との連携が必要である。

## 事業概要

適応指導教室に通級の意味を示さず在家庭となっている不登校児童生徒については、指導員が訪問し支援するアウトリーチ型の支援や、フリースクール等との連携をとおして、多様な学習の場を提供することが必要となることから、SSWと適応指導教室訪問指導員・訪問相談員が連携したアウトリーチ型支援や、心理専門員(臨床心理士)を中心としたアセスメントを行い、多様な学び場、子ども達の居場所作りに向けての支援を実施する。

## 支援体制



## 主な成果

- ・ 適応指導教室に訪問指導員・相談員を配置し、引きこもり児童生徒の居場所作りや、通級や計画的な支援を行うことにより、SSWと訪問指導員・相談員が積極的に連携し、学習支援が家庭に対して必要であるにも関わらず、型支援が行い、学習支援が教育相談に繋げることができた。
- ・ 訪問指導員・相談員が積極的に連携し、型支援が行い、学習支援が家庭に対して必要であるにも関わらず、型支援が行い、学習支援が教育相談に繋げることができた。

## 今後の課題

- ・ 支援者が役割を分担し、支援の手が途切れないように情報共有と連携を密に図ること。
- ・ 各職の支援者が、専門的な知識を身に付け、多様なケースに対応できるよう力をつけること。
- ・ すべて子どもたちの居場所作りをするために、既存の施設設備の中で連携を図ってだけでなく、個々の児童生徒や家庭状況等にあった支援を模索すること。
- ・ 医師、臨床心理士等の専門的な知見を取り入れたカリキュラムの作成とその運用に取り組むこと。

## 事例3：学習活動への経済的支援

### 愛媛県新居浜市

適応指導教室やフリースクール等で受け入れを行う児童生徒のうち、経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒（の保護者）に対して、教育活動に必要な学用品、教材等の一部援助を行った。支援にあたっては家庭環境を考慮し、直接児童生徒に必要な支援が行える形で実施した。

適応指導教室やフリースクール等での活動内容の充実、参加促進を図ることができた。

- 対象児童生徒数：中学生 1 名
- 経済的支援：計 33,645円
  - ・ 教育活動に必要な学用品、教材等の一部費用  
(教科の学習教材、百人一首、運動着、運動用具)

### 大分県日出町

町から就学援助を受けている中学生2名を対象としたが、通所する場合や他所で活動する場合は家族の送迎があったため、交通費は必要なかった。2回の調理教室では、材料費を補助対象として支援した。

- 対象児童生徒数：中学生 2 名
- 経済的支援：計 3,677円
  - ・ 体験活動費  
(調理実習の材料費)

## 事業概要

- (1) 公設民営型フリースクール「スマイルファクトリー」における不登校生への効果的な支援や対応方法の蓄積
- (2) 不登校生を受け入れるフリースクールの活動や支援方法等について広く情報発信
- (3) 「スマイルファクトリー」に通う不登校児童生徒に対して、支援員が家庭訪問・学習支援・進路支援を実施
- (4) 池田市教育委員会、学校、「スマイルファクトリー」の連携強化のため、情報交換や意見交換会等を実施

## 主な成果

- (1) NPO法人独自の効果的な支援方法や様々な対応等の実践を以下の視点で蓄積し、普及用のハンドブックにまとめた。
  - ①不登校・引きこもり状況からの改善について ②学校復帰のための様々な指導・支援について（通所指導、進路指導等）
  - ③不登校生の自己肯定感の変容・育成について ④「居場所」としてのフリースクールの在り方について
  - ⑤学校や家庭、医療との連携について
- (2) 上記ハンドブックを市立小・中学校の全教員に配布するとともに、全国の自治体へ向けにも発送し、広く情報発信を行った。また、「池田市教育フェスタ」において「スマイルファクトリー」の活動を紹介するコーナーを設けた。
- (3) 家庭訪問・学習支援・進路支援の実施
  - ・学習支援…支援員6名が、**児童生徒120名**を対象に国語、算数・数学、社会、理科、英語等の授業を実施。
  - ・家庭訪問…**児童生徒18名**を対象に、**一人あたり6～7回、のべ124回**、支援員が家庭訪問を実施し、引きこもりの子どもについても状況の把握等が可能となった。
  - ・進路指導…主に中学3年生を対象に、**一人あたり2～3回、のべ153回実施**（個人懇談や保護者面談も含む）し、専門学校や定時制学校等への進学につながった。
- (4) 教育委員会、学校、「スマイルファクトリー」の連携強化のための取組の実施
 

適応指導教室「ビーンズ」とスマイルファクトリーの担当者が**毎月子ども一人ひとりに関する情報交換**を行うとともに、それぞれの持つノウハウについても意見交換を行い、個々の支援に役立てることができた。

## 今後の課題

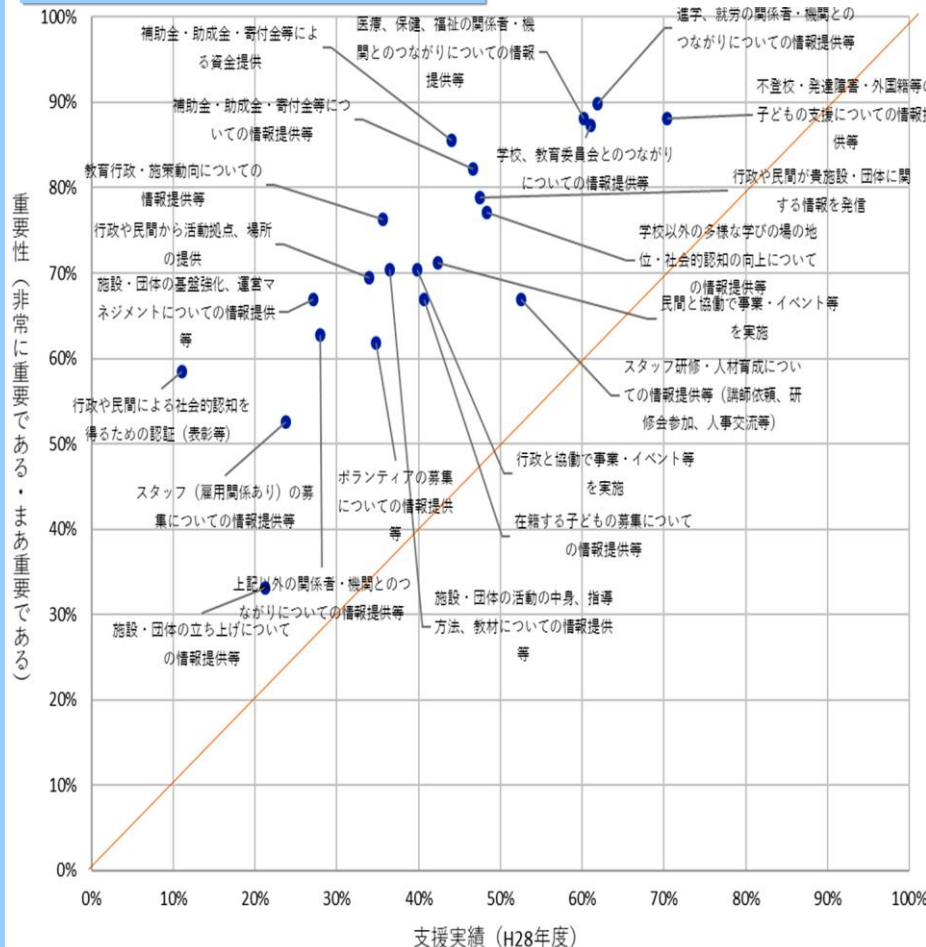
- ・スマイルファクトリーの運営については、根本的な経済基盤がなく、市の財政状況が厳しい中、フリースクールへの継続的な経済支援をどのように行っていくのか検討が必要。
- ・スマイルファクトリーにおける支援員等の配置に係る増員や人員の資質向上等、有能な人材の質的・量的確保及び拡充。
- ・学習で使用する様々な教材・教具が不足しており、物品を含む学習環境をどう整備していくか。
- ・不登校生やその保護者からの相談を常時受けることができるようにするためには、カウンセラーの常駐が必要。



### 事業概要

本研究では、①フリースクール等の量的拡充・地域偏在の解消に資する中間支援組織に求められる支援内容を明らかにすることと、②信頼性の高いフリースクール等による相互評価の方法の基礎となる「自己評価シート(案)」を作成することという二つの作業課題を設定した。

### 外部組織・団体からの支援実績と重要性の関係



### 主な成果

- ・「全国フリースクールガイド(学びリンク)」に掲載されているFS等の全数を対象としてアンケート調査を行い、FS等が外部組織・団体から得ている支援実績と重要と考える支援内容を把握して、両者の相関関係から中間支援組織に求められる支援内容を検討した。(左図)
- ・「学校以外の多様な学びの場の地位・社会的認知の向上についての情報提供等」に関する活動を多くの団体が行っているものの、左図にあるように、なおFS等の要望は高い。
- ・自己評価シート(案)等への意見・要望を集約。

### 今後の課題

作業課題①及び②の成果をもとに、現行「中間支援組織」と複数のFS等が北海道・東北・関東・北陸・中部・東海・近畿・中四国・九州というブロックごとに実験的なネットワークを設定し、「改定・自己評価シート」による自己評価シートの開示と相互評価、及びその結果に基づいた中間支援組織の活動改善を行うモデル事業を推進する必要がある。その結果を検証することで、多様なFS等の質の担保と社会的認知の獲得、多様なFS等の現状とニーズに応じた中間支援組織運営を推進することができると考えられる。